第一項第一号ロ」に、「化石燃料（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される燃料をいう。）以外のエネルギー資源（太陽光、風力、水力及びエネルギー源として利用することができる廃棄物に限る。）」を「エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律施行令（平成二十二年政令第百八十三号）第一条第四号に規定する大気中の熱その他の自然界に存する熱又は同条第五号に規定するバイオマス」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第十条の二の二第一項第一号イに掲げる減価償却資産に係る同号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる認定発電設備で太陽光又は風力の利用に著しく資するものとして財務大臣が指定するものとする。

一　太陽光を電気に変換する認定発電設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第三条第二項に規定する認定発電設備をいう。次号において同じ。）でその出力が十キロワット以上であるもの

二　風力を電気に変換する認定発電設備でその出力が一万キロワット以上であるもの

第五条の五第三項中「器具及び備品」を「工具、器具及び備品」に改め、同条第八項中「、第十条の四第三項及び第四項」を削り、「又は」を「及び」に改める。

第五条の六及び第五条の七を削る。

第五条の八第五項中「、第十条の四第三項及び第四項」を削り、「又は」を「及び」に改め、同条第八項中「前項第二号」を「前二項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「（同項に規定する適用年をいう。以下この項において同じ。）」、「同条第二項第六号に規定する」及び「同項第五号に規定する」を削り、「（以下この項において「給与等の支給額」という。）は」を「は、前項の規定にかかわらず」に改め、同項第一号中「次号」を「以下この項」に、「は、当該個人の当該前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される給与等の支給額の合計額（当該適用年の前年において当該被相続人が事業を開始した場合には、当該合計額に十二を乗じてこれを同年において当該被相続人が事業を営んでいた期間と同年において当該個人が事業を営んでいた期間（当該期間の全部又は一部が当該被相続人が事業を営んでいた期間と重複している場合には、当該重複している部分の期間を除く。）を合計した期間の月数で除して計算した金額）を当該個人」に改め、同項第二号中「適用年の」を「当該適用年の」に、「支給額に」を「支給額（当該適用年の前年において当該被相続人が事業を開始した場合には、当該給与等の支給額に十二を乗じてこれを同年において当該被相続人が事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額）に」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　法第十条の五第一項に規定する個人が適用年（同項に規定する適用年をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前年において事業を開始した場合における当該適用年における同条第二項第六号に規定する比較給与等支給額（次項において「比較給与等支給額」という。）の計算については、当該適用年の前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される同条第二項第五号に規定する給与等の支給額（以下この項及び次項において「給与等の支給額」という。）に十二を乗じてこれを当該適用年の前年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額を、当該個人の当該前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される給与等の支給額とする。

第五条の八を第五条の六とする。

第五条の九第一項中「、第十条の四第三項及び第四項」を削り、「又は」を「及び」に改め、同条第三項中「、第十条の四第十項」を削り、同条を第五条の七とする。

第五条の十第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第六項」を「第四項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項から第七項までを二項ずつ繰り上げ、同条第八項中「第四項」を「第二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項を削り、同条第十項中「第七項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十一項中「第五項又は第六項」を「第三項又は第四項」に改め、同項を同条第八項とし、同条を第五条の八とする。

第六条の三第一項ただし書を削り、同項第一号中「場合の区分に応じそれぞれ次に定める期間」の下に「（これらの期間内に同号の第一欄に規定する半島振興対策実施地域、過疎地域、離島振興対策実施地域若しくはこれに類する地区又は振興山村に該当しないこととなつた地区については、それぞれこれらの期間の初日からその該当しないこととなつた日までの期間）」を加え、同項第二号中「産業高度化地域として指定された」を削り、「当該指定の日（沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三十五条第五項の変更により新たに当該産業高度化地域」を「沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三十五条第一項に規定する産業高度化・事業革新促進計画につき同条第四項の規定による提出のあつた日（同条第七項の変更により新たに同条第二項第二号に規定する産業高度化・事業革新促進地域（以下この号において「産業高度化・事業革新促進地域」という。）に、「その新たに該当することとなつた」を「当該変更につき同条第七項において準用する同条第四項の規定による提出のあつた」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、「期間」の下に「（当該期間内に同条第七項の変更により産業高度化・事業革新促進地域に該当しないこととなつた地区については、当該期間の初日から当該変更につき同項において準用する同条第四項の規定による提出のあつた日までの期間）」を加え、同項第三号中「自由貿易地域又は特別自由貿易地域」を「国際物流拠点産業集積地域」に、「当該指定」を「その指定」に、「特別自由貿易地域に」を「国際物流拠点産業集積地域に」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、「期間」の下に「（当該期間内に沖縄振興特別措置法第四十二条第四項又は第五項の解除又は変更により当該国際物流拠点産業集積地域に該当しないこととなつた地区については、当該期間の初日からその該当しないこととなつた日までの期間）」を加え、同項第四号中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、「期間」の下に「（当該期間内に同表の第四号の第一欄に規定する離島に該当しないこととなつた地域については、当該期間の初日からその該当しないこととなつた日までの期間）」を加え、同条第二項を次のように改める。

2　法第十二条第一項に規定する事業の用に供する設備で政令で定める規模のものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める規模のものとする。

一　法第十二条第一項の表の第一号の第二欄に掲げる事業　一の生産等設備（ガスの製造又は発電に係る設備を含む。次号イ及び第三号において同じ。）で、これを構成する減価償却資産（所得税法施行令第六条第一号から第七号までに掲げるものに限る。次号イ及び第三号において同じ。）の取得価額の合計額が二千万円を超えるもの

二　法第十二条第一項の表の第二号の第二欄に掲げる事業　次に掲げるいずれかの規模のもの

イ　一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が千万円を超えるもの

ロ　機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が五百万円を超えるもの

三　法第十二条第一項の表の第三号又は第四号の第二欄に掲げる事業　一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が千万円を超えるもの

第六条の三第七項第三号中「第十一項」を「第十二項」に改め、同条第八項中「、広告代理業」を削り、「エンジニアリング業、ディスプレイ業及び」を「沖縄振興特別措置法施行令第四条第五号に掲げるエンジニアリング業、」に改め、「属する事業」の下に「、商品検査業、計量証明業及び同条第十一号に掲げる研究開発支援検査分析業（次項第六号において「研究開発支援検査分析業」という。）」を加え、同条第九項第四号中「及び機械設計業」を「、機械設計業、商品検査業及び計量証明業」に改め、同項に次の一号を加える。

六　研究開発支援検査分析業　事務所用、作業場用又は研究所用の建物

第六条の三第十項中「とし、同表の第三号の第三欄に規定する政令で定める建物は、同項第一号から第三号までに掲げる事業の区分に応じこれらの号に定める建物」を「、沖縄振興特別措置法施行令第四条の二第五号に掲げる無店舗小売業（次項第一号において「無店舗小売業」という。）、同条第六号に掲げる機械等修理業（次項第二号において「機械等修理業」という。）及び同条第七号に掲げる不動産賃貸業（次項第三号において「不動産賃貸業」という。）」に改め、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

11　法第十二条第一項の表の第三号の第三欄に規定する政令で定める建物は、第九項第一号から第三号までに掲げる事業の区分に応じこれらの号に定める建物及び次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める建物とする。

一　無店舗小売業　事務所用、作業場用又は倉庫用の建物

二　機械等修理業　作業場用又は倉庫用の建物

三　不動産賃貸業　倉庫用の建物